

特定処遇改善手当について

2021年度「介護職員等特定処遇改善加算」を各事業所で算定するにあたり、2021年4月給与分より「特定処遇改善手当」の支給要件につきましては次のとおりとしますのでお知らせいたします。

【支給対象者】

次の要件をすべて満たす正社員及び契約社員（ただし試用期間中の者を除く）

【ランクA 経験・技能のある介護職員】

- ・事業所管理者で介護職員を兼務している者
- ・経験年数7年以上
- ・介護福祉士

支給額 月額60,000円

【ランクB 中堅介護職員】

- ・主任または主任付の者（主任手当を支給している者）
- ・経験年数5年以上または当社で3年以上
- ・実務者研修修了者、ヘルパー1級または同等の資格を有する者

支給額 月額20,000円

【ランクC 他の介護職員】

- ・その他の介護職員

支給額 月額10,000円

特定加算で得られた金額から月額で分配した額を差し引きした場合、余剰が発生した場合は次のとおり賞与の時期に一時金として分配する

発生した余剰金額

$(\text{ランクAの人数} \times 6) + (\text{ランクBの人数} \times 2) + (\text{ランクCの人数})$

の計算式で得られた金額（A）に

【ランクA】 $(A) \times 6$

【ランクB】 $(A) \times 2$

【ランクC】 $(A) \times 1$

特定加算で得られた金額から月額で分配した額を差し引いた場合、マイナスとなった場合でも、差額マイナス分について返還を求めることはない。

支給額については毎年、計画の届出をする際に見直しを行うこととする。また同加算の算定を取り下げた場合、本手当は支給しない。

以上